

(福)あしたか太陽の丘介護職員初任者研修 学則

(開講目的)

第1条 職業教育として、対人理解や対人援助の視点と理念、職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術を習得することを目標とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

(福)あしたか太陽の丘介護職員初任者研修

(研修課程)

第3条 研修課程は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程 (通学)

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「(福)あしたか太陽の丘介護職員初任者研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間はおおむね3カ月とする。

(実習の活用)

第6条 本研修においては、実習は活用しない。

(講師氏名)

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「(福)あしたか太陽の丘介護職員初任者研修講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第8条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表の該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第9条 研修時間数は、別紙3「(福)あしたか太陽の丘介護職員初任者研修カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第10条 第9条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受け一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全ての履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA（90点以上）、B（89～80点）、C（79～70点）及びD（70点未満）の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

（受講申込手続）

第11条 受講申し込み手続は、以下の手順により行う。

(1)一般研修の受講申込手続

開講日の概ね2ヶ月前より受付を初め、随時希望者の選考を行い、1週間前で締め切る。受講料については、開講日当日に持参するものとする。

(2)委託研修の受講申込手続

その都度、募集案内において定める。

（受講料等受講に際し必要な費用の額）

第12条 受講に必要な費用の額は以下のとおり。

(1)一般研修の受講に際し必要な費用の額

①受講料	84,200 円
②テキスト代	5,900 円～6,300 円
③傷害・賠償保険料	別途自己負担
④健康診断費用	別途自己負担
⑤補講料	講義及び演習 5,000 円／時間
⑥その他	訓練上必要なものの購入費用、ただし、受講生本人の所有に帰するものとする。

ただし、事業者が運営する施設の利用者については、その都度「受講案内」において定める。

(2)委託研修の受講に際し必要な費用の額

その都度、募集案内において定める。

（返金について）

第13条 研修開講日以降の返金はしないものとする。

（保険加入）

第14条 研修期間内においては、全受講生が損害、傷害保険に加入する。

- 2 これに係る費用の額は、本学則第12条の規定によるものとする。

（研修欠席者に対する補講の実施方法）

第15条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者については補講を行うものとする。なお、補講に係る料金は、本学則第12条の規定により受講生が負担する。

(使用テキスト等)

第 16 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護労働安定センター発行 介護職員初任者研修テキスト

日本医療企画発行 介護職員初任者研修テキスト

2 使用テキストについては、募集案内等にその都度定める。

(受講取消)

第 17 条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により受講を取り消す事ができる。ただし、委託研修の場合は委託先と協議をした上での判断とする。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

(3) 受講継続意志がなく、「退校届」を提出した者

(4) その他、事業者が不適切とみなした者

(退講)

第 18 条 本学則第 17 条により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、受講者は速やかに、事業者へ「退校届」を提出しなければならない。

2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(災害時の休講について)

第 19 条 台風、地震等の災害時については、以下のとおりとする。

(1) 講師が来所できない場合は、休講とし、別の講義日を設けることとする。

(2) 自身の安全が脅かされる状況については、各受講生の判断により欠席することとする。

但し、その場合は本学則第 15 条に基づく補講を受講することとする。なお、補講に係る料金は、本学則第 12 条の規定により受講生が負担する。

(修了者管理)

第 20 条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第 21 条 事業者は、第 10 条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 22 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「(福)あしたか太陽の丘初任者研修修了証明書再交付申請書」を事業者へ提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第 23 条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載

して事業者に提出する。

(附 則)

1 この学則は、平成25年5月29日から施行する。